

キム・長・山下論文に対するコメント

岡野八代

昨日の第一セッションを受けて、今日の第二セッションでは、「グローバル化時代の植民地主義とナショナリズム」にジェンダーの視点を導入すると、これまで見えなかった何が見えるのか、ということが問われていたのだと思います。

第二セッションでは、いっけんすると異なる文脈において、植民地主義「と」ナショナリズムの関係をジェンダーの視点から読み解こうとする、以下のような三つの報告がなされました。第一報告は、現代のグローバル市場経済が、きわめて差別的な方法で女性の身体を媒介しながら、国境の意味を変容させることを指摘するキム報告、第二報告は、戦後日本における占領期の不可思議な忘却といった現象を再考するなかで、「男性性のトランス・ナショナルな読み」を試みる長報告、そして最後に、従軍「慰安婦」問題についての日本政府の責任を問う運動にかかわるなかで、ナショナル・アイデンティティの立ち上げに運動が巻き込まれている事態を自らのアイデンティティを問い直す契機として捉える山下報告です。

わたしのコメントは、以上の三つの報告を、本号に掲載されている山下さんの言葉をお借りして言えば「人を差別し排除するあらゆるものに抗する視点」[山下：93]を表したものとして、それぞれに共通すると思われる問題関心について言及したいと思います¹⁾。それぞれに異なる研究背景・文脈、そして問題関心から報告された三つの論考について、これから大胆で荒削りな「まとめ方」をすることになりますが、そのために、西川長夫先生の『〈新〉植民地主義』における議論を援用させていただきます [西川 2006]。

西川先生は、アイデンティティの問題について、アイデンティティは突き詰めて考えると、じつはナショナル・アイデンティティの相似形として語られてきたのであって、あたかも個人のアイデンティティといったものが確固としてまず存在し、その後、個人のアイデンティティの相似形としてナショナル・アイデンティティが生まれた、と考えることは前後関係における錯誤に陥っているのだ、という驚くべき主張をされています²⁾。その他にも刺激的な主張が本書ではたくさんなされていますが³⁾、ここでは、ナショナル・アイデンティティ論にのみ議論を限定させていただきます。それでは、今日の三つの報告を、〈個人のアイデンティティは、ナショナル・アイデンティティの相似形である〉とする西川テーゼの枠組みのなかで読むと、フェミニズムの視点として山下さんが端的に表現される「人を差別し排除するあらゆるものに抗する視点」は、いったいいかなる視点として考えることができるのでしょうか。

そのような問いに答えるために、まずわたしたちが答えるべきなのは、アイデンティティ、あるいはアイデンティフィケーションとはなにか、という問題のはずです⁴⁾。そこでここでは、長さんの論考を参照しながら、戦後日本の民主主義社会においてすっかり忘却されたかに思われる「占領期」問題から、アイデンティフィケーションについて考えたいと思います。

長さんの論考で中心となる問いかけは、本号79頁でなされている「『火垂るの墓』はなぜ「戦争」アニメなのだろうか？」という問いかけです。さらに長さんの指摘を引用します。

植民地忘却や同時期の東アジア空間への想像力を欠落させたナショナルな「平和主義」は同時に、「女・子ども」を一括した戦争犠牲者像を描き、その表象を戦時下の物語として封じ込めることで、当事者を客体化し、戦後－占領期からいまここにつながる「戦争」のリアリティを欠落させる物語との共犯関係を築いてきたのである〔長：82〕。

長さんがここで看破しているのは、戦争の「あと」を引き継いだGHQによる占領——しかも、占領期における合衆国からの押し付けだとして憲法を改悪すべきだ、とする強い政治的潮流を現在の日本社会で作られているにもかかわらず——の記憶に関しては、あたかも戦時下であるかのように表象されてしまうことで、消去されてしまう、ということです。すなわち、占領期における死や暴力の被害者——米兵による強姦事件なども含めた——に関しては、この時間軸の意図的な操作によって、記憶される余地が残っていないわけです。換言すると、日本の戦「後」政治を支えている歴史認識には、戦争の「あと」に、実際になにが市民たちに起こったのか、についての記憶が存在しないのです。そして、言うまでもなく、ここでいう市民には、植民地主義によって強制的に日本帝国臣民にならされた人々も含まれているわけです。

本来であれば、文字通り戦後の、占領期の苦難・犠牲の物語としてカテゴライズされるべきアニメを、現在なお戦時下の悲惨さを伝える「戦争」アニメとしてわたしたちは、いくどとなく現在において反復しています。このことは、言葉をかえれば、戦「後」を忘却することを反復しているわけです。長さんの報告は、ですから、戦「後」日本のナショナル・アイデンティティが数々の忘却のうえに構築されていること——皮肉にも、その戦「後」には戦争の「あと／跡」が消去されていること——、アイデンティティを支える核心がこの忘却の反復というきわめて能動的な国家的な動きの中にこそあるということを明らかにしています。

しかも、注意されるべきなのは、けっして一枚岩的でない国民たち——たとえば、外地人／内地人、女性／男性、非戦闘員／戦闘員——を強制的に、能動的な攻撃能力を発揮する男性兵士を頂点とした、一つの階層的な秩序のなかに位置づけることによって、ナショナル・アイデンティティは維持される、ということです。長さんの論考によれば、そうした階層的秩序こそが、ナショナル・アイデンティティであるといえるのかもしれませんが、つまり、アイデンティティは一つの規範として、〈わたしたち〉の中の不協和音を打ち消してしまうわけです。そして、そうした階層秩序を保つために導入されるのが、ジェンダー秩序であることはいうまでもありません。

そうであるならば、再度西川先生の主張を敷衍させてもらおうと、ジェンダー秩序・規範もまた、国家とは別の場所で男女の役割や態度・心性を構築するジェンダー秩序が国家に利用されている、のではなく、ナショナルなアイデンティティを構築・維持しているものこそジェンダー秩序なのだといえます。しかしながら、キム報告がここで貴重な証言を与えていると思います。つまり、身体を介して作用・反復されるこのジェンダー秩序は、グローバル社会においては、市場力学によって国境を越え、国内のジェンダー秩序を揺るがす効果をもたらす、という指摘

です⁵⁾。キムさんが今日明らかにしてくれた事態、すなわち、中国における朝鮮族自治区の存続が、朝鮮族の女性たちの、韓国に出稼ぎにでかけるかどうかという選択にかかっている、という事態は、ナショナリティを構成するジェンダー秩序のもつ力を、皮肉な形で衝撃的に物語っていると思います。

国家の統合・統一が叫ばれるさいに——現在の日本政府をみればよくわかるように⁶⁾——、家族問題や妻の貞操といったことが焦点化されるのは、まさに、ナショナル・アイデンティティを支えているのがジェンダー秩序であること、国民の再生産という文字通りの国民のアイデンティティを反復する原動力として、ジェンダー秩序はつねに政治的に利用されなければならない、ということを明らかにしているのです。

ここでキムさんの報告と、〈忘却としてのアイデンティティ〉とう長さんの報告を結びつけてみるならば、本号 75 頁で言及されている、以下のような指摘が注目されるべきでしょう。すなわち、「女性の立場から見れば移住は家族のために出稼ぎに行くのであって、共同体の解体であるというよりは扶養関係」として観念されているのに対し、「男性にとって女性の移住は共同体を支える女性たちの性的な、そして再生産的な資源の損失を意味する」、と。つまり、再生産をめぐって国家的解釈、あるいは男性中心主義的な解釈と個人的な経験との間に必然的に生ずる齟齬を、わたしたちはつねに、すっかり忘れようとしているのです。具体的には、本号 74 頁に引用されている 2002 年の『吉林新聞』の記事内容が示すように、女性たちを生殖能力のある存在へと還元していくような国家の視線です。わたしたちは、このような女性に対する国家の視線に強く驚き、抵抗しなければなりません。また、それと同時に、女性たちをみる同様の視線は、日本政府の統計調査に毎年現れている視線であるにもかかわらず、わたしたちは、そのことをほとんど気にもしていない、ということすら忘れていてはいないか、と自らに問い返すべきなのです。

では、個人としてアイデンティティの問題に直面するとき、つねにすでにそのアイデンティティが国家的なアイデンティティだとすれば、さらには、ジェンダー・アイデンティティさえ、国家的なアイデンティティと共犯関係にあるのだとすれば、わたしたち、あるいはこの〈わたし〉はいったい、いかに社会との関係を切り結んでいけるのでしょうか。山下報告が、まさにそうした問題を正面から扱う報告だと思います。従軍〈慰安婦〉問題をめぐり、山下さんが指摘されるのは、皮肉なことに日本政府だけでなく、韓国の運動側もまた、慰安婦制度をめぐっては、「自由意志」か「強制」か、といった枠組みで、互いの主張を組み立てていたことです。

この「自由意志」か「強制」か、という理論枠組みによって最も不可視されてしまうのは、とりわけ戦時軍国主義体制のなかで、諸個人がもつ意志は無力であり、いっけん自由な意志を働かせていたかのように見えたとしても、それは、あくまでも国家が許容する範囲の意志の行使しかできない、という点です。元安倍首相が拘泥し、その後、なぜか合衆国大統領の前で釈明をすることになった、〈「狭義の強制」はなかった〉という発言は、自発的行為を根こそぎしてしまいかねない国家権力の強大な力を見ないですまそうとする欲望の現われにほかなりません⁷⁾。加害国・被害国という違いを超えて、ここに露呈しているのは、国家の存在それじたいが、個人の自由な生き様を封印するのだ、ということです。この点、国家間の敵対関係にもかかわらず、国家は国民に対して同じような利害関心をもつ例というのは、占領期における靖国神社

をめぐる占領軍と日本政府との関心が一致していた、という長さんの指摘をみれば、よりいっそう明らかになるでしょう。占領軍は、戦後平和憲法を基調とする民主国家へと日本を解放したどころか、むしろ、「新たな政治文化を持ち込む」というのです [長：83]。

靖国神社への免責にとどまらず、より踏み込んで、国家による戦没者追悼施設設置が示唆される。能動的死者追悼を役割とする特異な性格を持つ靖国神社は、占領軍によって「戦没軍人を記念する施設」を公汎に認める文脈で、その積極的意味を見出されていたことになる [長：84]。

こうした歴史をわたしたちが忘却していること、そのことも問題ですが、さらに問題なのは、こうした歴史の忘却が、現在のわたしたち自身の自由なありようを模索することを妨げている、ということです。すなわち、国家がナショナル・アイデンティティを要請する存在であるかぎり、今とは異なる自由なありようの可能性を忘却させ、さらに正確に言えば、わたしたちがその可能性を忘却していることさえ忘却させるのだ、ということに、わたしたちはもっと自覚的になるべきでしょう。

最後に、コメント冒頭に引用した、山下さんがいうフェミニズムの視点である排除に抵抗する視点を、三つの論文からどのように抽出することができるかについて触れて、わたしのコメントを終わります。

三つの報告から、わたしたちは、なぜアイデンティティは、排他的・抑圧的なのだろうか、という問いを突きつけられました。そして、三つの報告からわたしが受け取った答えは、つぎのようなものです。すなわち、アイデンティファイし、ある特定のアイデンティティにとどまり続けようとすることは、わたしたちのなかにすでにある / あった、今とは異なる現実を作り得たかもしれないさまざまな出来事や人々の在り様を忘れる、という暴力的な積極的行為であることを余儀なくされるから、アイデンティティは排他的・抑圧的である、と。もっと身近なことばでいえば、〈わたし〉のアイデンティティを固定化することは、わたしの中にすでにあった・現にあるなにものかを、見ないで済ますことにほかなりません。そして、フェミニズムとは、〈わたし〉のなかに、ナショナル・アイデンティティの構築ゆえに見ないで済まされてきたものを、見いだそうとする試みに他ならないのです。そして、だからこそ、フェミニズムの視点は、個人的な営みにもかわらず、キム報告で如実に示されていたように、ナショナルな共同体を崩壊させてしまうほどの政治的な抵抗力・破壊力をもっているのです。

今回のシンポジウム全体の試みは、在ったもの・現に在るものから、目を背けさせようとする忘却の暴力、つまりそれこそが国家の基本構造ですが、そうした力に抗う試みだと思えます。今朝の3本の報告は、方法論もテーマも異なるので、わたしのコメントが見えなくしてしまった大切な論点がいくつもあったはずですが。質問はあえて準備しませんでした。日曜日の討論のところで、むしろ、わたしのコメントが見えなくしてしまった部分について、応答していただければ幸いです。

注

- 1) 本コメント上の山下、キム、長からの引用頁は、本号に掲載された各論考からの引用頁を指している。
- 2) たとえば、以下のように西川先生は論じています。「アイデンティティという心理学的な用語が、なぜこれほど短期間にナショナル・アイデンティティという用語を生みだし、それが急速に普及したのかは私にとって長い間、謎であった。もちろんそれはそうした用語の歴史的社会的背景からある程度は説明できるであろう。だがなぜそれが他ならぬアイデンティティでなければならないのか。[...] そうした長年の疑問は、問題を逆転させることによって解決できるのではないかという考えに思い至ったのは最近数年のことである」[西川 2006: 212]。
- 3) 本書では、アイデンティティの問題だけでなく、多文化主義、異文化コミュニケーションといった、西川先生がこれまで探求なされてきた諸問題群が、新植民地といった大きなテーゼから読み返されています。
- 4) わたしは、アイデンティティ（＝自己同一性）と、アイデンティフィケーション（＝自己同定）とは異なる概念として考えています。たとえば、フェミニズムにおけるアイデンティティ理解としては、以下のように論じる竹村和子を参照。「『アイデンティティの倫理』と題した論文のなかで、わたしは、政治を問主体的な活動として定義し、倫理を内主体的な活動と定義しました。後者は、自己のなかに他者性を呼び入れるもの、あるいは自己同定^{アイデンティフィケーション}のただなかで他者を発見するものと思います。もしも自己同定が、アイデンティティの絶え間ない分節化であるならば、それはかならずエルネスト・ラクラウとジャンタル・ムフが言う意味での、「脱分節化」を伴います。つまり、自己の中の表象可能なものと表象不可能なものを絶え間なく縫い合わせる縫合は、これまで名づけられなかったものに、つねに悪きまとわれるのです」[竹村 2003: 145]。
すなわち竹村さんの議論によれば、アイデンティティは、自己ではない、として否定するもの「と」自己である、として肯定するものの中で、一時的に固定化されるものである、という動的な考え方を可能にするのが、アイデンティフィケーションという概念なのです。アイデンティフィケーションのなかで、一時的に固定化されるアイデンティティという見方によって、アイデンティティがつねに他者に開かれたもの、すなわちアイデンティティは、つねにすでに、かつて自らが否定・否認したものの可能性にとり憑かれている、と考えることができるようになります。
- 5) この点は、キム報告の論旨からは若干離れることにはなりますが、なぜ、トランス・ジェンダーの存在が国家の法的承認を得られないのか——すなわち、性別転換を認めていたとしても、つねに男女いずれかとして登録しなければならないとされてしまう——、そればかりか抑圧され、その存在すら抹消されるようになるのか、を考えるヒントを与えているように思えます。
- 6) とくに、自由民主党が2005年の新憲法草案づくりをめざして立ち上げた、「自由民主党憲法調査会 憲法改正プロジェクトチーム」における、家族をめぐる議論を参照。そこで、2004年6月10日にこれまでの議論をまとめて提出された「論点整理」では、つぎのように憲法改正をめぐる「今後の議論の方向性」として、プロジェクトチームの基本的考え方が述べられている。「近代憲法が立脚する『個人主義』が戦後のわが国においては正確に理解されず、『利己主義』に変質させられた結果、家族や共同体の破壊につながってしまったのではないか、ということへの懸念である」[自民党 2005: 366]。また、21世紀にふさわしい憲法としては、「人間の本质である社会性が個人の尊厳を支える『器』であることを踏まえ、家族や共同体が、『公共』の基本をなすものとして、新憲法において重要な位置をしめなければならない」と論じられている [ibid.: 363]。
- 7) 従軍（慰安婦）問題を「自由意志か強制か」といった二元論の枠組みで論じようとする、あるいは、軍国主義体制化における政治的行為を「狭義の強制」に縮減しようとする、いかに時代錯誤的な歴史観であるかについては、[岡野 2008] で論じているので、参照されたい。

参考文献

- 岡野八代 2008 「キャサリン・マッキノン講演「女性の地位・男性の国家」について」辻村, 戸澤, 西谷 編『世界のジェンダー平等——理論と政策の架橋をめざして』(東北大学出版会)。
- 自民党 2005 「論点整理——自由民主党憲法調査会 憲法改正プロジェクトチーム」全国憲法研究会編『憲法改正問題』(日本評論社) 所収。
- 西川長夫 2006 『(新) 植民地主義——グローバル時代の植民地主義を問う』(平凡社)。
- 竹村和子 2003 「暴力のなかで / に抗して「想像領域」を想像しなおす追悼」『現代思想』第31巻1号。
- 山下英愛 2008 『ナショナリズムの狭間から——慰安婦問題へのもう一つの視座』(明石書店)。